

(教員)

欠 格 条 項 調 書

- 1 拘禁刑（令和7年5月31日以前は禁錮）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 免許状取上げの処分を受けた日、又は懲戒免職の処分を受けたことにより免許状が失効した日から3年を経過しない者
- 3 福岡県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

私は、上記のいずれにも該当していません。

年 月 日

氏 名